

## 日本労働年鑑 戦後特集(第22集)

The Labour Year Book of Japan post war special ed.

## 第二篇 労働組合

## 第三章 労働組合運動

## 第五節 炭鉱国管運動

第二次大戦後アメリカ、カナダを除く世界の主要諸国が殆どすべての企業に対して国家統制を加え、戦時中に比較して戦後の方がこの統制は強化されている。

現在、イギリス、フランス、東欧の諸国において重要産業が国有国营の段階にまですすんでいる。日本においても重要産業国有国营の問題は社会党、共産党の公約スローガンであるとともに労働者階級にとつても、戦争によつて荒された産業を復興するための一つのスローガンであつた。しかしこのようなスローガンは幣原内閣から吉田内閣へと政権の異動にともなう総選挙の場合に、とくにかつぎだされ、その後選挙が終わると同時に置きわすられたかたちであつたが、二一年九月四日の第十四回定例対日理事会に於て「炭鉱の所有権および補償金による助成の如き石炭生産上の重要な要件に対して適用すべき政策を考案すること」とし、さらに「現在の炭鉱業への補償金支払は売却価格より多くなつているのが普通で事実上政府資金によつて賄はれているも同然である。また戦前戦後を通じて経営は大半政府が所謂国策会社たる日本石炭会社を通じて決定するところであつた。もしも公共事業として炭鉱業が国有化されるべきであるとしたならば炭鉱の大所有者たる財閥の解体が行はれ、日本の全般的金融再編が実施されているこの機を逃がさず近き将来於て実施されるべきである」と、具体的な提案がおこなわれたのを契機に石炭補償金制度の再検討と関連して炭鉱の国有化が問題となった。この対日理事会に出されたマ元帥の炭鉱国有化の書簡は四回にわたる理事会開催の過程において、米、英、支、ソの代表はいずれも国有化に賛成した。これらの動きに対して国会に於て星島商相は「増炭第一主義、現在としては国营にするかせぬかという段階にまで達していない」膳安本長官も「国营の即行は危険である」又石橋蔵相も「連合国側はまだ石炭国有問題を決めたわけでない」という答弁によつて国营に対しては消極的な反対をしたが、しかしこれを機として炭鉱業の再検討が行はれることになつた。即ち第一に出炭量の回復、第二補給金制度の変更、第三産業民主化の見地より従来通り旧財閥の掌中においてよいかという三点から炭鉱企業に対する批判がなされたが、炭鉱資本家は「増産のため経営形態を変更する必要はない」たゞ石炭増産の隘路となつている食糧資金、資材の問題が解決すれば増産出来るという声明書を発表したのにとゞまつた。以上の如く各方面からだされた主張は単なる国有化否定の抽象的議論であり具体策は何等見るべきものがなかつた。これに対して労働者は如何なる見解をもつていたか。当時の労働者は終戦以来の石炭不足になやみ、如何に労働者的復興のたちばから石炭を増産しこれを各産業の復興にあてるかということについての対策をたてるために炭鉱労働者を中心とする産業復興石炭会議を起していたのである。この産業復興石炭会議はマ元帥書簡に基く炭鉱国有化について、現政権下における国有に賛成することは、労資対等の立場での民主的炭炭監理機関としての「石炭産業復興本部」が設置されるまでは絶対に反対であるとして「石炭国有に関する意見書」を發表している。この労働者の意見に対して社会党も当時は、現在の政治的諸情勢の下において有償国有化をすることは、単に資本家救済になるから炭鉱国有化は社会主義政権の下でやるべきであるとし

て大体一致していたのである。マ元帥書簡を中心として論議された国有化の問題は以上述べた通りであるが、こゝに国管法の出発点があつたのである。

昭和二二年四月の総選挙で社会党が第一党となり、社会党首班の片山内閣が成立したが公約された重要産業の国営化は内閣成立前の四党首会談に於て経済緊急対策の一環としての「民主化された国家管理」となって社会化から一步後退する結果となった。しかし水谷商相は議会に於て炭鉱国管法案等を上程する旨を発表した。このため安本、商工省で立案した炭鉱国家管理の三法案は、全日本炭鉱労働組合の第三回年次大会において常磐代表より緊急動議としてとりあげられ、それが炭鉱労働者にとって極めて重要な意義をもつものであるにかゝらず悪法と解される点が多いから、商工大臣に立案の場合炭鉱労働者の意志を十分に反映すべきであると提案された。大会においてはこの提案が承認され、こゝに国管法に対する労働者の闘争が始まつたのである。

全炭代表が片山首相及び水谷商相と会見した際首相は、安本の国管法案について内閣として知らぬと言明し、水谷商工大臣は「社会党として炭鉱問題は第一に鉱区の整備、新坑の開発が国家管理の基本的なものであり、大体の案は商工省を中心として立案し安本とも打合せてある。又本案の成文化前に労働者代表の意見を充分採り入れることに努力し此の面に参画することも確約する」又「六月三日付読売紙上に掲載の国家管理法案なるものは、現政府の案でなく石橋財政当時のものを新聞社が発表したものであろう。従つて政府としては関知しないものである」と全炭代表に言明したが、六月九日第二回全炭代表との会談では、商工省試案なるものを炭鉱労働者に提示した。これに対し全日本炭鉱労働組合では左のような声明書を発表した。

「我々は勤労者の党である社会党が主班となつて成立した此の実現を喜ぶと共に社会党が公約した事項に対して大いに期待するものである。而して六月九日水谷商工大臣の会見においても、我々には切迫せる生活問題、産業の荒廃の現状から国家管理問題を中心として政府の炭鉱対策の具体的な内容提示を要求したのである。しかるに政府は宣伝以上の何物も持ち合はせず、全然努力の跡がないことを知つた。即ち提示されたものは商工省のみの一試案であつて、政府としてのものではなく、然も、その試案によれば意図する国管は将来社会化の方向を持たず単に目前の三千万トン達成のみを企図するものであり、更に官僚の独善的支配は益々強化され、一方的官僚統制により現在以上の劣悪な状態に置かれる危険を多分に含んでいるものであつた、然も炭鉱業に於ける権限の大半は政府の掌握する所となる、此のことは以上述べた様に国管の将来に確固たる目標がなくその機構に進歩的な改革の明確なものがない以上、労働者にその労働条件、生活向上確保のための闘争を政府に向けざるを得なくさせるものであつて、極めて危険にして劣悪なる試案と断ぜざるを得ない、依つて我々は此処に国管に関する基本的態度を表明し、政府に対してその実現を要望するとともに、社会党が公約を大胆に実現し勤労者階級の政党たるの実を汚さざることを切望するものである。」

しかし政府の方針が「増産のための条件が具体的に充足し得る手段が包括した多角的管理制度をとり」「従来の私企業の経営形体が根本的に変革することを避け」てただ三千万トン出炭ということを企図したものであつたため、全日本炭鉱労働組合は左に掲げる炭鉱業民主化要綱(案)を発表したのである。

日本労働年鑑 第22集／戦後特集

発行 1949年8月15日

編著 大原社会問題研究所

発行所 第一出版

2000年2月1日公開開始

